

近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会 大滝ダムモニタリング部会 規約(案)

第1条（名称）

本会は「近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会大滝ダムモニタリング部会」（以下、「部会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、大滝ダムにおける、「ダム等管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日国河環第32号国土交通省河川局長通達）に基づくフォローアップ調査（以下、「フォローアップ調査」という。）の開始段階において、フォローアップ調査の内容よりも詳細に環境変化などを分析・評価するためのモニタリング調査を実施するにあたって、モニタリング調査計画の作成又は変更及び調査結果の分析・評価について、意見を述べることを目的とする。

第3条（部会）

- 本会は、別紙に掲げる委員で構成し、近畿地方整備局長が委嘱する。
2. 本会には部会長を置くこととし、部会委員の互選によってこれを定める。
 3. 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
 4. 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 5. 部会の意見は、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会に報告するものとする。

第4条（議事）

- 部会長は部会を招集し、議長をつとめる。
2. 部会の会議は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
 3. 部会の議事運営については、部会委員の意見を聞いて定める。
 4. 部会は、議事内容の概要を公表する。

第5条（情報公開）

部会の審議及び審議資料等は情報公開に努めるものとする。

第6条（設置期間）

部会の設置期間は、部会発足から平成26年度末とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、その期間を延長する。

第7条（事務局）

本会の事務局は、近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所が行う。

第8条（雑則）

この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

（附則）

この規約は、平成24年10月10日から施行する。

別 紙

近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会 大滝ダムモニタリング部会委員

和歌山大学システム工学部教授	井伊 博行	(水質)
京都大学防災研究所教授	角 哲也	(土砂)
兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授	田中 哲夫	(魚類)
京都大学防災研究所准教授	竹門 康弘	(昆虫)
兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授	江崎 保男	(鳥類)
大阪産業大学大学院人間環境学研究科教授	前迫 ゆり	(植物)
京都大学大学院人間・環境学研究科教授	松井 正文	(動物)